

3. グループディスカッション

「地域における行政とボランティアとの連携、体制づくりについて」

分科会 3

ファシリテーター：近藤 吉輝 氏（社会福祉法人呉市社会福祉協議会）

橋本（株式会社ダイナックス都市環境研究所）

まず、簡単な趣旨説明をさせていただきます。今日は地域における行政とボランティアの連携について、地域の取組みから見えてきた課題やその課題を解決する有効策についてご意見をいただきたいと思っています。時間を区切りながら進めていきたいと思っています。皆さんお立場もそれぞれ違いますので、思い思いにご意見を出していただければと思います。

最初にA4の紙を配らせていただきます。まず最初に、ご発言前に少し皆さんにご意見をを整理していただくというお時間をとりたいと思います。午前中の話でも幾つか連携という話が出ていました。そういうことも踏まえながら進めていただければと思っています。ここからは、呉市社会福祉協議会の近藤さんに、ファシリテーターをお願いしたいと思います。

近藤

今回、このグループで議論をするに当たって、いつもながら時間との闘いという面が懸念されます。建設的な意見の中にも、柔らかさを込めてご発言いただけたらと思いますのでよろしくをお願いします。

早速ですが、行政とボランティアの連携における課題についてということで、今A4の用紙が配布されたと思いますが、ご記入いただきたいのは、まず大きく二つ。災害時のことを言っているのか、平時のことを言っているのか。また、それが都道府県域のことか、市町村域のことか分かるようにお願いいたします。災害時・平時、都道府県域・市町村域。この大きく二つのことに関して記載していただけたら整理がしやすいのでお願いします。

それでは、15分まで個人の作業でお願いしてよろしいでしょうか。

○行政との連携における課題と有効な方策

<記入作業>

近藤

今、ご記載いただきましたことを、順番にご発言いただくのもいいのですが、このキーワードでと自主的に声出しをいただいて、それに重なる話題がありましたら、追従するような形でご発言いただけたらと思います。どなたか口火を切っていただけたらありがたいのですが。

中川

あまり具体的ではない話から。その課題が、平時か災害時かという感じでいいのでしょうか。災害という事象に対する状況認識の共有というのが、一番お互いにやらなければいけない課題です。これは災害時も平時もどちらも同じですが、状況認識、自然災害に対しての状況認識の共有です。平時で言えば、どんな災害が起き得るかということだし、起きてしまったら起きたときに何が起きたかという状況認識の共有で、何が見えているか、何が起きているのかということなんです。

実は、その状況認識の共有を難しくしているのは、共有するための視野、それが特に経験のない自治体は災害について見えないことがたくさんあるでしょうし、もちろん一人一人の人まで見えなかったり、逆に言えば二次災害の恐れも見えなかったりすることもあるでしょう。状況認識を共有するため、視野の共有というのか、視点の共有がなされているかどうか。災害の見立てのようなところなんです。われわれボランティアだったら、ボランティアの活動が一体どこまで必要かということについて、行政側も見えていればすごくいい話で、ではこういうようにしましょうかという話ができます。これはやはりその見立ては、もちろん起きてからでもいいのですが、できるだけ平時にしておいた方がいいという話です。

では、そもそも何ができるのか。役割の認識の共有ができていくかどうかです。それは多分、行政側で言ったら制度ということになるでしょうし、逆に言えば、制度的には行政側としてはできないことも出てくるし、ボランティアの側も制度的には立ち入れないものも出てくると思います。そこも、できることとできないことの認識を共有しなければいけません。災害時にも考えなければいけません。

でも、そういうのはすごく理想論的にありますが、目指すべき姿やこうあった方がいいというけれども、それぞれの力量がそこまで届いていません。行政にしてもボランティアにしてもまだ力量がない。そういう意味での、足りないこと、できないこと、欠けていることに対する認識の共有がないといけません。できるはずなのにできないことは何なのか。

あとは、さらにもともと災害が起きたような地域社会がどういう課題に向き合っているのかという認識の共有がないと、次にこれをどうしていけばいいのか、どんなふうこれからなっていけばいいのかというのが分からない。その認識の共有も必要だと思います。

弘中

自分も似たようなことを書きました。結局、平常時に情報共有にしても、認識にしても、できていないから災害時にできない。私は、全部両方一緒のことしか書けませんでした。災害時だけやろうとしても無理で、そのためには平常時にやっておくことが大事。

山本（特定非営利活動法人みえ防災市民会議 議長）

もっと初歩的なところで私は一応課題で考えました。市町村、平常時です。実は、どの部局が災害ボランティアを担当するかすら決まっていない市町村がすごくたくさんあります。社協がやるから、社協の担当でというところもあるのですが、あくまでその人たちは社協の管理をしているだけで、災害ボランティアの担当をしているという意識は一切ありません。ということは、予算も付いていなくて、そもそもネットワークを組むべき相手が事業として認識していないというところで、根本的にどこに話をしにいても無駄になってしまいます。そういうところでは市町村にまず担当を置くということをしかりしてもらわない限りは、次の一步に進まないのかなど。平常時の担当はせめて持っておいてもらわないと進まないというのが現状です。

今の地域のイメージの共有に近いのですが、そこが一步進んでも、ボランティアというものがどういったことをやっているのかということとその担当者が知っていないと、日ごろから連携しましょうと言われて、月2回会議をしたらいいのですか、議題がないからできませんという話で終わって、何をしたいのかも分からないで困っているところがあります。連携しましょうと言われても、皆さんのために予算を出すのが私の仕事ですかという世界になって、すごく担当者が困っています。

一方で、連携しようと呼び掛けるボランティア側も、実は制度や法律や行政のことを全然知らないのです。言っていることがどだい行政には無理なことが多いということもあります。お互いに対する無知を解決しないと連携というステージに乗れないと感ずることがよくあります。

近藤

ありがとうございます。非常に現場感のあるお話ですね。どなたも恐らく、どこかで直面している課題だと思います。

勝又

山本さん、三重のどこですか。県のボランティアですか。

山本（特定非営利活動法人みえ防災市民会議 議長）

県の場合は、防災ボランティア担当がNPO局です。市町で調べていくと、ボランティア担当が福祉のところになっているところもあれば、市民活動の担当になっているところもあれば、びっくりするところでは議会事務局になっているところがあります。そこは、なぜかという、災害時に何もやることがないので、そこが担当するようになっています。

そうなってくると、もう日ごろの連携なんて取りようがないわけです。議会事務局と災害ボランティアで話しましょうといったって、話せないです。（話者注：この件ですが、後日改めて調べたところ別の部局に変更されていましてのでご了承下さい。）

渡辺

今の山本さんがおっしゃっていた意見に似たようなことになります。まさに僕も同じようなことを思っていました。それは、やはり、特に市町村だと窓口が定まっていないときに、まず「ボランティアは社協だから」と、ボランティア＝社協というのが平時も災害時も同じです。市町村も県域でも一つの窓口で、「もう社協に行ってください」と。要するに、個人ボランティアとNPO、NGOという団体で専門、経験を持っているというのが同じボランティアとされていて、その辺が課題と言ったらおかしいのですが、そういうことも基本的なところとしてはあります。

鬼本

今日、内閣府から「災害対策基本法」でボランティアとの連携で「自主性尊重」が入りましたということでした。丹波ではそれが当たり前に動いていたのですが、行政とボランティア、特に行政側にボランティアにそういう役割を担わせるという基本認識があるのか、ないのかという意味では、まず災害時に防災ボランティアに一定の役割を担ってもらえるものだという共通認識を、行政、特に市町は持たないといけないのではないかという点があります。

ボランティアの自主性という言葉があって、任意性であって、行政は災害対策業務が本来業務というので、お互いに立ち位置が違くと特に行政は思っています。そこで、確かにそういう立ち位置はボランティアとは違いますが、ミッションにおいてはプロの部分があります。ミッションとしては、お互い同じ立場で、同業他社ですから、ここはやりますよ、やる以上は一定の期間については、任意性がありますが、約束した分はやりますよというような認識と協定のようなものを、議論することをまず市町でやらなければいけません。逆に言うと、県レベルでも全国レベルでも、そういう意味での災害ボランティアと災害時の当局との関係の認識を共通認識にしていくことをやらないといけません。

近藤

今までの話は、平時からのアプローチが多いように思います。協定という話も出ましたが、そのあたりはいかがでしょうか。

高橋（中央共同募金会）

丹波の話がありましたが、やはり協定を結んでいることが非常に大きい。災害救助法が出れば災害等準備金のお金も出せるのですが、災害救助法が出ないと出せません。救助法が適用されるまでずるずる待っていると、災害ボラセンの始動が遅れてしまいます。であれば、あらかじめ救助法が出なくても金は出す取り決めができていれば、動きやすいというのがあったと思います。そういうのは今年もありました。

さっきの連携の話でいうと、広島の前中話の話がありましたが、あそこは連絡調整会議をつくり、連携の素地ができていた。結果として課題がたくさん出ましたが、具体的に災害が起こったときに、連携のあり方としては、災害ボランティアセンターの本部のところに市の職員が常駐していて、その人を通してワンストップで全て市に調整をかけてくれたということが大きいと思います。そうしないとどこに

電話していいのかとぐるぐる回って全然何も決まりません。このように行政の調整機能が、広島土砂災害の場合は大きかったと思います。

鬼本

協定はボランティアセンターの社協と市・災害対策部局の協定であって、ボランティア団体と災害対策部局の協定があったわけではないのです。今われわれが考えるのは社協のボランティアセンターだけではなくて、そこに関係するNPOやそういう団体と災害部局とのお互いの共通認識も大事ななところだと思います。

中川

それは静岡でやっている平時からの訓練の場を通じた状況認識の共有や、お互いのいろいろな共有のようなことです。あれはボランティア同士でやっているように見えますが、裏で行政が見ていて、ボランティアの力がよく分かるとか、大体この辺ねと、やっぱり相変わらずこのようにしているとか、みたいな話を含めて分かってもらった上で力量を量ってもらっています。

何の協定をするのかというときに、社協というのは具体的には法人主体はありますが、外側に法人主体などが何もない中で、それに代わるものは何かというのは、一つはそういうやり方なのかなというのを今鬼本さんの話を聞いてイメージしました。鬼本さんが言われるところの、社協ではない主体の何かつながりというのは、そういうふうに見えますか。

鬼本

ボランティアセンターは、これはプラットホームで社協がやってもいいと思うのです。全国にあります。ただ、そこに乗るボランティアさんは、社協がボランティアさんのプラットホームだけなのです。そこに大きなところもあるし、普通の一般ボランティアも来ます。これをどうつかんだらいいかというのは本当に難しいです。

高橋

広島の場合は、ひろしまNPOセンターの方がボランティア本部に入りました。その仲介がないと、社協は往々にしてNPOを排除しがちです。だとすると、これは行政との関係ではなく、社協の問題になってしまいますが、目ごろからつながっている人たちと、まず安心して一緒にできるような関係をあらかじめ作っておいて、その人たちの顔でつないでまた違う団体を入れていくということをしないと、新たな団体は今はいりにくいのです。であれば、社協と行政だけではなくて、社協だけではなく、そのプラットホームの中にNPOやボランティア団体が入っていただくというように幅広に作っておかないと、身動きがとれなくなってしまうというのは確かにあります。

小野田

静岡ですが、平常時のボランティア、NPOの担当部署と、災害時の担当部署は違うものだから、何かその辺をもう少し平常時に行政の中でもきちんと情報共有がされていないと、災害時に十分機能していかないのではないかと心配しています。

例えば、静岡県で行う訓練に、NPOやボランティアの人たちが災害対策本部に今はどんどん入れるようになっていきます。机まで用意をしてくれています。われわれとしては、県の災害対策本部に入ってくる市町の被災情報を迅速にどんどん取れます。そういう点はうまくいっていますが、これが市町村に行くとうなるのかというと、全くできていないのです。ただ、災害時と平常時の関係でいくと、平常時のNPOの担当部署と災害時にわれわれが直に関わる部署は違うものですから、災害時にいろいろな形で動いていく上で弊害になってないかと心配をしています。

その辺をやはりきちんと平常時に、行政の中で縦割りではなくて話し合いをできることを提言しておかないといけません。恐らく静岡県の県庁に立ち上がる災害対策本部に、NPO、ボランティアが机を置いて自由に情報を取れるようなところまで来ているのですが、市町村になるとまだまだそこまでは到底行き着いていません。やはりここまで災害がどんどん続いているという状況なので、行政の中でも縦割りを思い切って外して、平常時からきちんと情報が共有できて、災害時にはこんな対応をするということがしっかりと作られる必要があると感じます。

渡辺

災害対策本部が立ち上がったときに、平時のボランティア担当部署が災害対策本部のメンバーに入っていないということも市町村においてはあります。そうすると、その災害対策本部に行くと、「いや、ボランティアさんはそっちの部署だから、その部署と話してください」と、その部署に話しても災害対策本部のメンバーではないので災害対策本部には届かない。あるいはすごく時間がかかる場合もあります。ボランティアを担当するなら、きちんと災害対策本部に入ってほしいというのがあるのですが、そうではないところも市町村によってはあります。

勝又

なぜ、そういう状況が発生するのかを考えたいですね。

中川

それははっきりしていて、日ごろからボランティアの担当は災害のことは考えていないわけです。日ごろから地域で行われているボランティア活動が、災害を前提にした活動ではないからです。

勝又

そうなのですが、例えば国であれば、皆さんご存じのとおり、全社協の担当とボランティアの担当は厚生労働省です。防災は内閣府防災でやっていますが、何かあったら連携するようになっているわけで

す。

中川

でも国でも、例えば政府の災害対策本部に全社協の人が入っていたり、指定公共機関になっているかというとなっていないでしょう。だから、本来はそこら辺からだと思います。

鬼本

兵庫県の災害対策本部の知事の会議にNPOの職員がいるということはないです。という意味では、いろいろな県レベルでやはり違うと思います。ただ、兵庫県の場合だと、私たちが事務局をしていますが、防災計画にボランティア支援関係機関連絡会議が位置付けられていて、それを運営するようになっています。

中川

だから、本当は国では災害対策本部、平時で言えば中央防災会議、自治体レベルで言ったら地域防災会議などにそういうメンバーが入っているか、災害対策本部に入るかということです。

勝又

気になったのは、小野田さん、NPOの方とか、ボランティア団体の方が入っているというのは、まだ難しい市町村も都道府県もあると思いますが、そうではなくて、役所の担当課が災害対策本部に入っていないのはなぜかを聞きたいのです。

渡辺

社協だと、保健福祉ラインです。例えば正規のボランティア活動になると、市民活動課などが担当なので災害対策本部に直には入っていないことが多いのです。担当者が直にという意味です。

勝又

要するに、厚生労働省は入っているけど、細かい部局の担当者はいないよねと。

渡辺

その担当者に話しても、本当に災害時のときに、そこにたどり着くかどうか。

勝又

なるほど、分かりました。

中川

その認識が共有されていない。だから、そもそもの問題は、行政の担当が入るのではなくて、ボランティアのセンターなり、そういう代表者が災害対策本部なりに入るのが、当たり前を持っていかねばいけないということが、少なくともここでは共通認識だと思います。

山本（特定非営利活動法人みえ防災市民会議 議長）

そこが行政側から見ると課題だろうと感じる部分が、話しても出てきます。ボランティア団体の実力差がありすぎて、災害時は特にそうですが、その見極めをやっていられないので、いいところにはすぐく入ってほしいのですが、ここを入れようというルールを作ると要らないところまで入ってきてしまうので、ルールが作れない。非常にテクニカルな問題があります。入れたくないところを入れないためには、入ってほしいところも入れられないというような、悪い平等感というところ。

特に市町村レベルだと、協力してほしいけれども、あそこを入れようとすると、あっちまで入ってきてしまうということで、ストップがかかるということもあります。これは、行政の方に見極めをしるというのはなかなか難しく、どちらかというとなPO、ボランティア側がうまくプラットフォームを作って、今のボランティアの代表を入れるとか、何かしなくてはいけないのだろうという課題は感じます。

中川

それを品質保証というのはすごく難しいです。

小野田

静岡県だと危機管理局になるのですが、そこが所管する市町に対して、県ではこうしてやっているよ、NPOの人たちに入ってもらえるようになっていっているよということを下ろしてくれという話は、われわれは県に対してしています。市町に対してそういう話を、県としては災害対策本部に、マスコミやライフラインの人たちが机を持ってくると同じようにNPO、ボランティアの人たちも入っているので、市町の災害対策本部にもそういうような仕組みを考えるようにと、そして連携をするようにということを、県の危機管理部の端々に落としてくれという話を、今、しています。なかなかまだまだです。

中川

でも、その山本君が言うところと小野田さんが言うところの違いは、団体の話と、市町村のボランティアセンターなり、協働のプラットフォームができたとすれば、その誰かという話になると思うのです。質の保証ということになると、協働のプラットフォームがその場所でできれば、その誰かというのはきつと自然淘汰としてあまり変なことにならないようには思います。

山本（特定非営利活動法人みえ防災市民会議 議長）

ボランティア側で、個々のボランティア団体が全て要求をかけていくと、とてもではないけど行政側

では協働なんかできないので、質を担保するためではないですが、協働のプラットフォームをきちんと作って行政と対等にやるというのが一つの解決の方法だとは思いますが。

近藤

ありがとうございます。今、話の中で行政との連携という面でボランティア側の仕組み作りについても多々ご提案いただいておりますが、お聞きになっていかがですか。

稲垣

そこは難しい話ですね。山本さんがおっしゃるところが、まさしく本質的な話でしょうが、ただ一方で、こういう決める作るとうまく連携が進むという話もないのです。ある種おおらかなNPOやボランティアさんの気持ちのようなものが必要なのだろうと思うのです。いろいろな課題は平時でも災害時でも出てきます。要求と拒絶の関係になってはいけないと思っていて、そこで時間がかかっても、どう建設的に話し合えるかということが、NPOやボランティアが一番大事なのだろうと思います。そう考えると、やはり連携というのは時間がかかるという話があります。

これを言ってしまうと元も子もないのですが、やはり被災を受けたところは、飲み込みが早いです。当然反省もありということですが。被災を受けていないところをどうするのかというのは、結局どうするのかという話です。その時間がかかるという話では、やはり小野田さんのところのように、時間をかけてじわじわといくということを民間側もおおらかにやっていくというか。そこをどう融合していくのかということも、また施策の中で、例えば市町村の担当職員を付けなさいよという話はあるにしても、多分それをやったところで解決する話ではなくて、ある種の誘導施策の中でやっていくしかないのだろうと思うのです。

中川

やはりベースには信頼という言葉置いてそこからスタートしていかねば。いろいろな人がいて、経験のばらつきもあって、でもそれがいろいろな形で、これまで20年、25年とか、ずっとそういう活動を重ねてきて、これだけの積み上げもきて、政府ともこの検討会も20回も会議もやってきている人たちがいるので、そのぐらいの認識は持ってもらえれば。さっき言ったことが、本当は市町村レベルでできているということが望ましいのですが、できていないときには、県レベルでちょっとずつやりながら、じわじわと入っていく。それでも、静岡ですから、大変だなとは思いますが。。

鬼本

実はボランティアプラザというのは、公設民営で兵庫県がつくって、社協に位置付けさせてやらせています。僕は県の職員ですし、防災計画にボランティアセンターがやると書いてあります。なぜかという、災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議を開設するとあるのです。という意味では、今稲垣さんがおっしゃったように、市町レベルでなかなか大きなNPOが把握できないので、広域レベルで、災害時には、こういう会議を通じて、ご意見がもらえるような組織を作っておいて、丹波水害レベ

ルであったら、じゃあこことこことここに声を掛けてもらったというふうに少し、事前のときにそういうつもりで情報をストックするし、お願いを聞けるようなグループとしてそれを組織しておくことがあるのかなと。

本来はこの組織も実は丹波が終わってから、丹波がいい例だから集まるよとって早速集めてもらったのです。本来はその前に、今皆さんのご議論のような形で、何かあったらその災害レベルで、NPOさんはここに書くようにしておこうかなという形で、共有のプラットフォームとして、広域で持っておく。そして丹波市にこんなものがあると応える。ひょうごボランティアプラザのお仕事かなと今思いました。

近藤

なるほど。特にNPOサイドにおけるプラットフォームの作り方について言及いただきました。市町村、そして都道府県それぞれの立場における強みと弱みを認識した上で、連携や交流性を生み出していく。

渡辺

県域の広域でも、それは県域のレベルを考えるためのものではなくて、市町村では厳しいから県域でどうにか場をつくっておいて、市町村をサポートしましょうと。本来、今、都道府県というものの課題が一体何かといったときに、市町村のサポーターという意味でいうと同じようなイメージかもしれません。そういう意味でのボランティア側の市町村で活動するための入口としてのプラットフォームみたいなものというイメージはあまりなかったころはあると思います。

弘中

今回は市町村と都道府県域ということなので、広域もあるなと思いつながらあえて。そこはオープンにやったらいいですね。

近藤

そうですね。この後有効策という部分にまた触れていきますので、今は課題ということで。

弘中

今の話に当たって、やはり都道府県の中で市町村のばらつきが大きいということが根本的な問題で、一番最後のネックだろうと思うのです。そこにも挙がっているような、ボランティアに対する極端な言い方をすると、不信感であったり、活動を理解してもらえない。ボランティアに限らずNPOも一緒のことです。NPO部局は知っているけれども、他の部局は知らない。お互いによく知らないので、役場の中の様子をよく知る必要もあります。これは平時の話です。それこそ、誰に話をしているのか分からないというのも、日ごろよくやっていないので、あいつに話したら駄目だよということも含めて、よく知っておくということの日ごろとにかくやり続けることが大事だと思います。

近藤

なるほど。行政部局を知らないという部分で補足するならば、災害ボランティアセンターの多くを社会福祉協議会が担うようになりましたが、その社会福祉協議会ですら危機管理部局との平時の連携というのは、密でない。社会福祉協議会は、分野的に福祉部局や市民部局との関わりは自然とあるのですが、危機管理部局になったら、例えば年に1回の防災訓練のみなど、ああいう社協というのは全国的に珍しいのです。だから、社協に限らずかもしれませんが、やはり先端運営に関わるNPO、事業所団体が、日ごろからいかに危機管理部局とコラボできているかというのも重要なポイントの一つのように、私自身は聞きながら思いました。

鬼本

一つだけ、大前提というか、違う話をNPOの方と話しているときに、これはどうなのか確認しておきたいのですが。あくまでもミッションはそういうミッションがありますが、行政と違って僕らのイデオロギーは自主だよ。あくまでも自主、独立の部分だからという考え方は、本当に大丈夫でしょうか。

弘中

そこは役所としても、役所がやらせるわけではないのです。自主的にやってくださいという話です。何ができますか、何をやらしてもらえますかという話です。そこは自主性を尊重して付き合っていくということだと思います。役所がそれを勘違いして、あんたのところはこれをやれという話になると、それは違うという話になると思います。

小野田

平常時に情報を共有する場を持っていないと、これは頼めるのか、頼めないのか分からないのです。そういう意味では、平常時に今言うようなことを乗り越える意味でも関係性は作っておくことは必要だと思います。

鬼本

そうですね。行政から言うと、同じ社会的課題に立ち向かうのだから、「やっていただけますか」ではなくて、いろいろと人間関係を作っておけば、非常時のときは、「これはあなたがやるのだよ」となってきます。

山崎（東京ボランティア・市民活動センター所長）

皆さんの話で、情緒的な、情念の世界の話をしているように見えます。せっかく今度の防災の対策基本法ができて、そして第5条で「連携に努めなければならない」と法律に位置付けられたのです。そこはすごく重要だと思います。そこが突破口になっているのです。

基本計画の中で言っていることが三つあります。両方との関係者やボランティア団体、各種の団体の

人たちと情報や資料の提供をし合いましょう。2点目は、意見の表明その他必要な協力を求めるというふうに、それが具体的な方向です。それを含めて、都道府県が防災計画の見直しをしました。25年、26年でした。それから、市町村も防災計画を防災業務計画としてそれをやっています。

ご自分が所属しているNPOなり、ボランティア団体は、ご自分の自治体がどういう防災計画を作る場所にどれぐらい発言をしたのか、あるいはどのように意見を反映したのかが大きいと思います。ご自分の所属している都道府県なり市町村が「防災業務計画」をどうのように作って、どうのようにNPO、ボランティアを位置付けたのか。これがすごく肝だと思います。この肝がしっかりしていないと、それに基づく市町村、都道府県単位の災害担当者のところに到達できないのです。

例えば東京ボランティア・市民活動センターは、この防災計画の中に位置付けてもらいました。災害が起こったときには、東京は、運営はうちと協定を結んで防災計画に位置付けたということははっきりしていますが、「運営はうちがするのではない」ということで東京都に返しました。というのは、NPO団体は何百とあるわけです。それが「協働で運営する」というように1行入れてもらいました。だから東京ボランティア・市民活動センターが運営するのではなくて、うちは協定を結んだので、この間大島に初めて行きましたが、東京都災害ボランティアセンターを立ち上げました。そのときには、いろいろな団体が入って運営するというのを1行入れているので、その運営のところから、NPO、ボランティア団体とそれをやると決めていないと、今言った顔の見える関係づくりは四つの部局でやっています。四つの部局で何をやっているかという、情報に関する部局と、研修に関する部局、訓練に関する部局です。それは全部NPOに入ってもらって、四つに分けてプロジェクトを作っています。

そういうシステムを作りながら、大事なのは、ボランティアの持っている自主性や専門性が生きるように作っていくためには、市町村、例えば東京の場合では23区27市町村で、村もあれば、島もあって多様なのです。そうすると、それぞれを今度はブロックに落として、ブロックの中にあるNPOをローラーにかけて、災害があったときにみんなで一緒にやりましたということをやっていくために、今度は首都直下の訓練をします。ここの最初の防災計画でどうだったのか、防災計画の後でそれを具体的に進めていくためのシステムをどう作るのか。その中で顔の見える関係づくりをやっていかないとダメです。

それでも今課題があるのは、私たちの担当は福祉局ではないのです。私どもは東京ボランティア・市民活動センターなので、そうすると運営委員会も半分はNPOが運営して、半分はボランティア団体という実践部隊です。それは、社協のところにありますが、社協の理事会も評議委員会も、この運営委員会に対しては口を挟んではなりませんと、最初に東京都と協定を結んでいます。災害だけではなくて、NPO、ボランティアに関することはその運営委員会で全部決めるというように、最初のところの取り付けをまず作ったのです。その上でやっていかないと、今度はボランティアやNPOが行政の傘下に入ってしまう。だから協定を結ぶというのは、お互いに協働のパートナーになれる体制を、まずそれぞれのNPO団体に決断してもらっているのですが、その代わりに協働でやるのだから、協働の責任と、協働の義務を果たしましょうというように持っていかないとできないと思います。

でも、東京の場合は、災害対策本部は総務局です。それから危機管理局です。うちは、都民協、いわゆる生活文化局というNPO担当局に位置付けられていて、実際の社協の方は保健福祉局です。それを

私たちは接着剤になるつもりでやる。接着剤になるというのも変ですが。それは私たちも時間をかけて、10年、15年で闘いながら作ってきているので、その間に何度も失敗もしています。悲しくて、くやしい経験も何度かしました。そこは話しません。そういうところを何度もやりながら、あるところに持っていくためには、やはり法律と条令と計画の中に落とし込まないとその位置付けはできないのです。それに時間をかけるためには、泥をかぶる、時にはもしかしたら刺し違えるぐらいのことも必要なときがないわけではないのです。

システムを作っていくことと、行政の方はしょっちゅう替わりますし、担当者は1年ぐらいでひっくり返って、同じことを繰り返し繰り返しやらなければいけないのです。国の方で「連携に努めなければならない」といっても、区市町村や都道府県の私たちにとって、「努めなければならない」というのは何を努めるのか、何を具体的にしていくのかということ、もしかしたらもうちょっと現実的に話をして進めないと、本当は区市町村まで効いていかないのではないかという、その危機感を私は覚えます。皆さんはどうでしょうか。

中川

今のお話をお伺いして、協働の責任という言葉が出てきました。一方で、確かにわれわれは自主性がある、全部できると100%言うこともないし、実際に活動するときには、たくさんの、これまで活動もしていなかったような、普通の一般市民の人とかいろいろな人が動くわけです。災害が起きたらみんなそういうように動くということ、われわれは経験で知っているから、それを信じてくれと。ここに書いてあるということは、日本国政府が国民を信じますと言ったということです。

山崎（東京ボランティア・市民活動センター所長）

行政は縦割りなので、思いは共有はできるのですが、システムとして動くときには、災害対策本部は災害対策本部の生命線があるし、市民協働みたいなところはそれがあるし、福祉局は福祉局で、この横のつながりは国もどの自治体も弱いです。

中川

われわれの自主性も限界があるけれども、そこは一緒に信頼していきましょうというのが、多分協働の責任が果たせる根拠になるのかなと。われわれ自身がみんなを組織して、一人一人に全部に首にひもを付けることはできませんが、そういうふうに国も決めて意識を持っているのだから、「信頼して動きましょう」というところにいけば、おっしゃるような自主性の部分を担保しながら協働の責任を果たせるのではないかと思います。その理屈はどうでしょうか。

近藤

ありがとうございます。今緩やかな流れの中で、次の話し合いの議題である、有効な方策の部分にまでかなり触れてきています。松田さんから、課題の部分で残っているよということがあればお話しいただけますか。

松田

私は稲垣さんのおっしゃることに近いのかもしれませんが、課題は多分そうやっっている時間をかけて積み上げていく中でも、いろいろ多種多様、その地域の事情によって起こると思うので、今出せといても多分内容もバラバラであろうと。だけど、こうやっっているいろいろな主体が関わらなければいけないというときに、この後そういう話になるのかもしれませんが、成功事例をもっとみんなで提供していくような作業が、課題出しよりも先に来るべきなのではないかと私は思いました。

最近、私がいろいろな所でお話をしている成功事例は、レスキューストックヤードにいたときにやっていた仕事の一つで、愛知県の「みずからを守るプログラム」といって、ハザードマップを地域と一緒に作る事業があるのですが、これは平常時で、愛知県の河川課の仕事ですが、ハザードマップを作ること自体はすごくミクロな話なので市町村役場も関わっています。町内会がNPOと委託契約を結んでハザードマップづくりをする。そのファシリテーションに町内会がお金を出す、その町内会に対して愛知県の河川課から補助金を出すということができているのです。

なぜこんな奇妙なことができたかというのを探っていくと、元はやはり東海豪雨のときに被災した河川課の職員さんが、われわれの県にはボランティアという人たちの存在があるということを知り、なおかつハードだけの河川対策ではもう今は限界だということを感じ、その結果5年ぐらいかけて出来上がった仕組みです。さっき被災した県はということがありましたが、その被災経験から自県にある課題と資源は何だということを知り、県庁の方がしっかり取り組めば、こういう非常に面白い仕組みができるということがこれからすごく分かりました。そういうことは多分いろいろなところで、ここから成功事例も出てくるはずなので、私たちはそれをきちんと拾って勉強するということも必要ではないかなと思います。

もう1個言うと、課題は、今これをまねしようとして輸入をしようとする県が出てくるわけです。あともう1個は、今はインターネットがあって、作った教材などが載っています。調べてみると、本当にコピーしたようなものがたくさん出てきます。それはそれで啓発資料が広がるのはいいのですが、やはり骨抜きになるというか、この仕組みだけがどんどん本当にコピーされて出ていくと、行った先では不幸しか生まないということも若干調査して分かりました。コピーをするときは、きちんとその神髄のところまで、何が鍵かということもまねして一緒に写ると、いい仕組みが広まるのではないかなと思います。

中川

その成功は、愛知県の災害対策本部にボランティア代表が入るという計画が書いてあったことだと思います。そこがなければ、今の話につながらない。それはどこから出てきたかということ、西宮での阪神・淡路大震災の経験から、災害対策本部にボランティアの代表を加えるという意志決定をしていた。経験が積み上がった結果として、制度設計されていたのです。災害対策本部にボランティアが入るという経験はたくさんあります。それがいいという話は出ていますが、個別事例で挙げるだけではなくて、どうして成功できたか、どこが鍵かという話をする必要があるのでしょうか。

近藤

前例、それも成功事例があれば、行政サイドは非常に動きやすくなるのは事実です。事例をもとにご提案いただくと、抽象的でなくなる面もあり、ありがたいですね。よりイメージしやすいですね。先ほど申し上げたように、次のテーマである有効な方策という部分に、皆さま方には既に触れていただいております。引き続き、会話の中から見いだしていきたいと思っております。

松田さんからは、成功事例をもとに研究してみてもよいのではとご提案がありましたが、その辺を踏まえて、皆さま方いかがでしょうか。

弘中

役所の方で言うと、山崎先生に言っていただいたように、地域防災計画にいかにか書いて、訓練等の協働という形でいかに使えるようにしていくか。そこは役所だけで作るのではなくて、相手方となるNPOを含めたボランティアと話し合いができてきているのかどうか。まさに、多くの自治体で、今取り組み始めている時期だと思いますが、取りかかっている都道府県や市町村もあるという状況だと思います。そのばらつきを、いかに無くしていくか。そのチェック機能というのが大切で、今途中と言えは途中なのだろうと思いますが、それをやっていかないといけないのかなと思います。

それから、今こんな動きがあるということや、こんなことで役所とつまづいているという話も共有できればいいと思います。役所から聞かれたとか、相談されているということはこのグループの中でも話題が出ていないので、そういう情報共有はしていかなければいけないと思います。

中川

そのために、「防災基本計画」を改訂した後、都道府県の説明会もやっていると思います。そこで、どういうことを説明して、どんなことをしてくださいということを国が都道府県に言ったのかというところを、まず共有させてもらった上で、それぞれの都道府県レベルの「地域防災計画」も、改訂条項の学習会をできれば市町村レベルでやっていって、本当は一緒に学習会ができればいいのでしょうか。せめてパブコメをしましょうと。それで改訂があったら、いい事例を共有して、いい事例をぜひ白書か何かに取り上げてもらって、こんなことを実際にやりましたという話で特集してもらおうことにして、そういうことをやるのが当たり前だという文化にする。

山崎さんがおっしゃったように、ものすごい千載一遇のチャンスだと思います。そういうところは何か計画していることがあるのか聞いてみたいのですが。この前どうしたのですか。

勝又

改訂の骨子、趣旨を伝える勉強会はやっていたと思いますが、防災計画をこう変えろということまで立ち入れていません。国の「防災基本計画」からあまり大きく踏み込んでいるところは少ないかなと思います。実は、私が冒頭で説明しましたが、第5条の3ができたからという基本計画の改訂は、この「自主性を尊重しつつ」しか入っていないのです。

今回の論議をここで吸い上げて、課題を防災の中で共通化したいというのがあります。いくつかしていることもあるのですが、このときの改訂には間に合っていないのです。だから、山崎先生がおっしゃったように、こうあるべきだという「地域防災計画」のひな形を少し作りたいと思います。

山崎（東京ボランティア・市民活動センター所長）

努めるものとするではなくて、努めなければならない。特に「防災基本計画」の第1章3節の、ボランティアと連携をするところで、「資料や情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする」書いてあります。そこは情報の提供は、いわゆる自治体で言われている条例がありますが、条例の個人情報保護を突破するところまでおやりになって、3のところは個人情報も出せるような仕組みがつくられましたね。

勝又

はい、要援護者名簿です。

山崎（東京ボランティア・市民活動センター所長）

要援護者名簿のところ。だから、これは具体的に動いているものが結構あるのだけれども、NPO、ボランティア側が資料や情報の提供を国ないしは地方自治体とどういうように作っていくのかということがないと、災害対策本部に入っても情報は分けてもらえなくて、行政が情報を抱え込んでいる場合もあるので、そこのところは本当は随分重大なことを言っていると思うのです。でも重大なところは、意見の表明も、これはお互いに自主性の下にあると、そういうところで必要な協力を求めるものである、そういうあたりをもう少し具体的に、現実的にやる戦略というか、NPO側も情念も大事です。それを作っていくために、どうしたらいいかというのをもう少しみんなで知恵を出し合って進めていければ。

愛知県は、作った基礎がものすごく効いていると思います。NPOと行政はそこを結ぼうという、その土壌がなければ。東京はそんなものはないのでいばらの道なのです。

山本（特定非営利活動法人みえ防災市民会議 議長）

特に市町村レベルでこういうネットワークづくりをしましょうというと、担当者は忙しすぎてネットワークづくりのための会議なんか出ていられませんか、口では言わないけど予算も付いていないような事業には付き合ってもらえないぞという現状がすごくあります。二股、三股の担当を持っている方もたくさんいらっしゃる。災害ボランティアのいざというときに向けたネットワークづくりに会議を持ちなさいといっても、恐らく持てないところの方が市町村によっては多いのではないかと。

弘中

やる気の問題かな。

山本（特定非営利活動法人みえ防災市民会議 議長）

やる気の問題と言えばそうですが、成果を作る事業をより広範囲に声を掛けてやるということは方針として呼び掛けていくことができるのではないかと。特に避難所マニュアルは、避難所の区域の中の人と講師だけで作ってしまうということがたくさんあります。そのマニュアルは避難所の中の地域の人たちだけで運営するマニュアルになっています。外のネットワークという視点が一切入ってこないのです。同じ市内の資源ですらそのマニュアルには入ってこないということもあります。

もう少し、関係者を広くそういうものを作りましょうという呼び掛けをすれば、具体的な事業をしていく中で顔の見える環境ができれば、結果ネットワークにはなっていくと思います。そういう、もう少し『(事業をする中で生まれる)結果ネットワーク』づくりをやっておく方がより現実的かなという気がします。災害ボランティアのためのネットワークを作ろうとしても、なかなかやってくれません。

近藤

結果ネットワークづくり、なるほど。

小野田

今、静岡には地方銀行が4行あります。静岡銀行、清水、駿河、静岡中央です。その中で静岡銀行との間で協定を結ぶ段階まで来ています。ボランティアが東海地震や東南海地震で大規模災害が起きたときに、一つの市にボランティア本部を作ってもとても対応できないので、サテライト的なものがたくさん必要になってきます。それは車両基地でもあるし、資材を動かすのもあるし、ボランティアの人たちのテント村でもあるという場所がかなり必要になってくるということで、今静岡銀行と話し合いをして、大規模災害の予知が発表された段階で、静岡銀行のこの支店はボランティアの拠点に提供しますという協定を今年度中に結びましょうというところで、静岡銀行は頭取まで決済が出ました。これは面白いと思います。

静岡銀行と協定を結ぶときには、静岡県社会福祉協議会と静岡ボランティア協会と、そこに静岡県を呼びこの4者で協定を結びます。それを皮切りに、地銀のあとの3行にも働きかけをしていきます。それが終わった段階で、信用銀行にも広めていこうと。そうすると、例えば東海地震が想定されている中でいくと、焼津市という港町があるのですが、静岡銀行のATMは1台も動かないぐらいに非常に高い想定がされています。でも、他の銀行の支店だったら使えるところも出てくるのではないかとということもあるので、そういう取組みを静岡ではしているという一つの情報提供です。これは、まさか銀行がそこまで乗ってくるとは思わなかったのですが、この7月からずっと話し合いをしてきて、年度内には協定を結ぶ予定です。

それから、青年会議所と今連携を非常に強めています。青年会議所の方々に、今回提案をしているのは、メンバーの所属している企業で、ここの場所はボランティアの拠点として提供できる駐車場、資材置き場、倉庫などをマップとして作ってくれと。やはり被災したときに避難所やそういう公のところは全部押さえられますし、マスコミも東日本大震災のときはどンドン押さええて、ボランティアが使える場所なんてほとんどなかったという状況がありました。JCを通して企業の参加を呼び掛けよう。JCも

そのことを真剣に考えましょうというところに入ってきています。われわれと一緒に研究して、じゃあここのA社のこの倉庫はこういう場所として提供をしてもらえそうだというようなものをずっとつくっていきましょうという取組みも今やっています。

この銀行との間に協定を結ぶひな形が、私も協会で作らなければいけないのですが。できたところで、またこういう場にも提供します。ちょっと横道にそれた情報提供かもしれませんが。

近藤

そうですね。見える化として、場所を取り上げていらっしゃる。より具体的で分かりやすかったです。

中川

認識の共有や何かで大変という話がありますが、「地区防災計画」ではもっと具体的な事業をしてしまいたいという話ですよ。

一方で、やはり本来は、例えば「地域防災計画」や、その下のいろいろな種々のマニュアル類をしっかりと作っていかなければいけません。例えば今の「防災基本計画」は、「災害対策基本法」の改正にしてもものすごく高いレベルを求めているわけです。本当は市町村にその高いレベルの活動をやらせなければいけません。

山崎（東京ボランティア・市民活動センター所長）

拠点はものすごく大事です。東京都の場合も20ぐらい東京都が体育館のようなところを押さえて、災害が起こったそこが拠点になりますというのを、私たちは全部ほごにしてもらいました。駄目にしますと言って。なぜかという、人がいて集まりやすくてという、その地域地域の特徴があります。それはやめますと言った、東京都はきちんと条例まで書いたのを引っ込めてくれました。それで、今おっしゃった方式なのです。そこをもう一度作り直しましょうということで、ブロックそれぞれの地域をエリアごとに企業や生協、ガソリンステーションといろいろあるので、そういう形でマップをもう一遍作り替えましょう。銀行は思いつきませんでした。そういう企業体や、生協、JCはもちろん入ってもらいと、いろいろなセクターが入ると拠点は面白くなります。

高橋

広島の場合はすごく苦労したではないですか。市長からの産直センターが決まるまでぐるぐる回ったり、土日の駐車場をどうするのかといったときにJAに開けてもらおうとやったり、スーパーの一角を必ず確保してもらおうというのを、その都度、局長さんなどが電話して、よろしくと言いながらというのを地道にはやっていました。あらかじめ話をつけておかないとつらい感じはしました。

近藤

ハード面の制約というのは、今回広島の場合はすごく大きかったと思います。やはり行政関係も同じ

く当然復旧・復興に向けて動いているわけですから、やはりその辺は事前に、平常時にというあたりは、すごく大切だなというのは現場感としてあります。

中川

今の小野田さんのお話の面白さというのは、県域で成果を作る事業をやっているわけではなくて、市町村レベルで成果を出しなさいという事業につながっているということです。だから、さっき松田さんの紹介があった県でその地域でやるという話は、やった地域は温まるけれども、それぞれの市町村単位のところにはなっていない。多分、われわれとして課題なのは、こういうようなところの県単位の組織がしっかりあると、これは楽だけれども、そうではないところはどのようにしているか。県で緩やかな仕組みがあれば、そこから市町村に対して何か少し引っ掛けていってその市町村が動くようにしていく。現場は市町村だから、市町村に対する有効策というものがないと、県でいくら言っても全部駄目だということを知っているわけで、市町村に向けて何かやるときに県域からエサをあげることをやれるよという話です。そこがどういうエサがいいのか。

近藤

小野田さんの切り口は、市町村の立場で言えば、次への一步を踏み出しやすいと思います、今の話で描ける部分はかなりありますので、ありがとうございます。今、有効策ということでより具体的にあげてくださっているのですが、皆さま方の中で思われることなどを。

中川

兵庫のように県域のきちんとした窓口センターがしっかりあって機能しているところと、そうではない地域というところでは、そうじゃない地域の方が多いと思います。そういうところはどうしたらいいのか。県域ですらボランティア側としてはまとまっているものが十分あるわけではない。そうすると、もう市町村までとても下りていかない。そうすると群雄割拠のままという話です。

小野田

でも、金融機関というのが結構ハードルが高いのですが、今年度中に協定を結ぶことができますので、それをまたこういう場にも提供させていただいて、そういうことを通してやれば一つのいい事例になっていくのではないかと思います。

山本（特定非営利活動法人みえ防災市民会議 議長）

県域でまだプラットフォームができていないということに関して、それこそ今回もまず基本法が変わったということがすごく大きな力だと思います。三重県も物があって今の形になってきたわけではなくて、最初に「地域防災計画」に「行政とボランティアと連携で支援センターを立ち上げます」と書いてあったのです。書いてあるけど、これをどうするのかというところから実は議論が始まって、今の形に十数年かけてつながってきています。

やはり、行政との連携の中では、行政側の政策制度の中にまずはきちんとそれを仕組みとしてうたう。その相手側が誰かというのは多分時代によって変わっていくだろうし、そこは時々刻々変えていかざるを得ないのですが、行政側の部署と民間側のパートナーの組織が一緒になってこういうプラットフォームを作るということは、まずは書いてもらうというのが、ないところに関しては一番最初だと思います。

近藤

ありがとうございます。そうですね。

山崎（東京ボランティア・市民活動センター所長）

ここに書いておられるような団体は、広域の自治体なりに関わりを持っているところと、全然まだ認定も取れていない、一つも取れていない自治体もあつたりします。だから自治体間により格差はあってもしょうがないけれども、格差を生かすという逆転の発想です。皆さん東北にいらっしゃって、私はJCNの仕事をさせていただいてつくづく思うのは、やはり自治体の文化とか、特に広島だったら安佐南と安佐北では完全にこういう状態があります。そういうふうに文化を無視してNPOが思いで入っていても決してうまくいかない。その辺の活動者側の謙虚さ、その地域の持っている、その地域のNPOが生かされるような仕組みというのはものすごく大事だと思います。よそから入ってきた人が荒らして回る場所ではないのです。ここで作れるネットワークや、そこで作れるよそとの対話の翻訳者というか。神戸の経験は、いきなり東日本大震災では通用しませんでした。また、島では違うので、そこらあたりをみんなで見えを出し合って、多様性を認め合うような行政との関係づくりが大事だと思います。

鬼本

そういう意味では、今回、丹波という特性の中で、丹波市があつて、社協があつて、地元NPOがあつて、全国的な皆さん方NPOが入ってくれて、社協の一般のボランティアとそういうのが併存してやったというようなきちんとした記録を取る。動いていたことをきっちり把握して、その把握したものを記録するだけにとどめずに、制度に落とし込んでいくことができるのではないのでしょうか。

中川

稲垣君のところは、県域で「地域防災計画」やそういうマニュアルなどにまで書けているのか、それとも実質的には市町村や地域で書けているのか。その計画ベースの方はどうなっているのですか。

稲垣

全然書いていませんが、そればかりは、時間がかかったという話だと思うのですが。やはり話を聞いていると、都道府県でこだわりを持ってやれる組織があつたかどうかで全然違っているというのは、これまでの共通認識です。それをないところに作り出していかなければいけないという話なのではないでしょうか。多分、もしかしたら基本法でここまでうたっているのだから、今度その次の都道府県知事はとか、都道

府県知事はボランティアとの連携に対する会議体を平時から持つておかなければいけないとか、適宜召集するとか、そこに例えば仲良くアドバイスするとか、それぐらいのことを。それを法律に書かれているからやらなければならないと消極的にやったとしても、そこに地元のNPOさんも入ってくるわけだし、社協も入ってくる、行政も入ってくる。そういう中でちょっとずつ進んでいるという話なのだろうという感じはします。そのぐらいまで踏み込んでもいいのではないかなと思うのです。

中川

必ずしも、今おっしゃるような制度的なところがなくても、もう書いてしまえば結果的にみんな動いていくでしょうと。

稲垣

主語を誰がするか。主語は都道府県知事がいいと僕は思います。

中川

本当に大きなことを書ける、もう書いていい、県レベルで書かなければいけないという時代にあって、それは「災害対策基本法」を変えたということはそういうことでしょう。「防災基本計画」は若干まだ曖昧だけど、この法律の精神に関してはそこまで書くべきでしょう。既に実践的に各県レベルで活動ができているところはそのようなことができています。問題は、そういうことができていないところで相変わらずいろいろな問題が起きる。そこまで防災計画に書くなり、そういう会議体を持って、日ごろからその対策を考える。当然計画にきちんと書いて、ここにこういうものができる。それは誰がやるのといったときに、そこをどうするかもその会議体が転がらしようというのがさっきのお話で、それぐらいのことはやれるでしょう。

稲垣

そこに内閣府と、例えばこの検討会でアドバイザーももしかしたら派遣しますよというところまで。その文言も法律の文言ではないでしょうが、われわれ、国としてはこれぐらいのフォローアップ体制はとりますから、だから都道府県知事、県で踏み込んでやりましょうよと。

弘中

それを「防災基本計画」にきちんと書いてやるということですね。

中川

今は災害時のときとしか書いていないので、予防のところきちんとそういう計画づくりをして、それを国としても支援するということです。

山崎（東京ボランティア・市民活動センター所長）

国の5年前にやった訓練のときも、初めてのNPOボランティアが中に入れたのですが、位置付けはオブザーバーの位置付けでしたよね。だから、そこは災害対策本部の中にボランティア、NPO団体が参画できれば本当は一番いい。そうすると、情報が共有できるのだけれど、それができている都道府県というのはほとんど1カ所か2カ所ぐらいしかないのです。

栗田さんはたまたまその委員会のメンバーでしたよね。だからあの災害のときに一緒にヘリに乗りましょうと行って現地に入れたのです。

中川

あれは顔が見える関係というよりは、県が品質保証をしたのです。静岡県が渡辺と栗田に証文を付けてはんこを押しました。そこは顔の見える関係ですが、一応県のはんこはあります。そこのはんこを誰がつくかという話なのです。

渡辺

県がはんこを押す前段階としては、ネットワーク委員会があって、県と顔の見える関係があったから、県もネットワーク委員会が推薦するならいいだろうということですよ。

山崎（東京ボランティア・市民活動センター所長）

そうです。その前提があったのです。そこがもしも突破できれば随分位置付けは変わると思います。

山本（特定非営利活動法人みえ防災市民会議 議長）

行政とボランティアの連携の中で、ボランティア側がやらなければいけないことはまだまだたくさん実はあると思っています。特にボランティアというのは新陳代謝もしていく中で、行政と連携をするときのあり方や、やり方、ノウハウというものをボランティアの中での共有化や引き継ぎがされていない。個人に非常に頼っている。特に市町村は属人的に、この人が言うから行政も言うことを聞いてくれるけど、他の人が行ったら全く門前払いということが当たり前にあるわけです。市民の側がいかんそれを組織とまでは言わなくても、プラットフォームやネットワークを生かして行政ときちんと対等に話し合いができるようになるかということもあるし、あとはボランティアの中でノウハウをきちんと伝えていくという教育のシステムをきちんと作っていかないと。

近藤

今、おっしゃっていただいた内容は、自然な流れでまとめになっているようにも思います。私自身は、皆さんの言葉に対してうなづくことしかしていませんが、お時間になりましたのでこれにて分科会は終わりたいと思います。ありがとうございました。